

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市に所在するC会社D店に勤務していた平成〇年〇月頃、上司とのトラブル等により「うつ病」を発病したとして監督署長に第1回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）及び第2回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求をしたところ、監督署長は、当該疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求及び当審査会に対して再審査請求をしたが、いずれも棄却されたため、取消訴訟を提起したところ、監督署長の当該処分が取り消され、平成〇年〇月〇日判決は確定した。

請求人は、平成〇年〇月〇日に自宅で「脳出血」を発症したこともあって上記休業補償給付に係る休業期間後も引き続き休業を継続したとして、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に監督署長に休業補償給付の請求をした。

監督署長は、平成〇年〇月〇日付けの第3回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求（以下「第3回請求」という。）は請求人の保険給付を受ける権利が時効によって消滅しているとして平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をし、平成〇年〇月〇日付けの第4回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求（以下「第4回請求」という。）

のうち平成〇年〇月〇日分は第3回請求と重複しているとし、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの分は請求人の保険給付を受ける権利が時効によって消滅しているとして、また、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの分は「うつ病」が平成〇年〇月〇日に既に治癒しており、かつ、「脳出血」は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。さらに、監督署長は、同月〇日付けの第5回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求（以下「第5回請求」という。）については、「うつ病」が平成〇年〇月〇日に既に治癒しており、かつ、「脳出血」は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をしたので、請求人は、第4回請求及び第5回請求に係る処分を不服として、審査官に審査請求をしたが棄却されたため、当審査会に対して再審査請求（以下「前回再審査請求」という。）をしたところ、当審査会は平成〇年〇月〇日、監督署長がした不支給処分の一部を取り消す旨の裁決（以下「前回裁決」という。）をした。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、第6回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求をしたが、監督署長は、請求人の「うつ病」は平成〇年〇月〇日に既に治癒しており、かつ、「脳出血」は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した「うつ病」が平成〇年〇月〇日をもって治癒したものであると認められるか否か、及び請求人に発症した「脳出血」が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、前回再審査請求にて「うつ病」が平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したと判断されたこと、「脳出血」が業務上の事由ではないと判断されたこと及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を受ける権利が時効によって消滅したとされたことを不服として、当審査会に再審査請求を行っている。そして、当審査会においては、前回裁決に係る裁決書にて、業務上の事由として発病したと認められる請求人の「うつ病」は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたものと判断されるべきこと、「脳出血」は業務上の事由によるものとは認められないものであるものの、監督署長による先行処分の変更決定後、平成〇年〇月〇日に遅滞なく行われた第4回請求については休業補償給付を受ける権利は時効により消滅したとは判断できず、したがって平成〇年〇月〇日から「うつ病」が治ゆ（症状固定）に至る平成〇年〇月〇日までの期間については、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は取り消されるべきものであると判断した。本件再審査請求は、前回再審査請求の後続期間に係る請求であり、その判断は前回裁決に係る裁決書と同じとなる。

3 以上のおりであるので、請求人に発病した「うつ病」は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたものであり、請求人に発症した「脳出血」が業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。